

○防衛省告示第百六十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和七年七月八日次のとおり決定された。

令和七年七月十日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地…約六一七、〇〇〇平方メートル 建物…約三〇、〇〇〇平方メートル 工作物…駐機場等	

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六八 千歳飛行場 千歳市 国有 土地…約七三、〇〇〇平方メートル

建物…約三、五〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年七月二十五日から同年八月

四日までの間

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年七月十四日から同月

十八日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊千歳基地の施設の一部を、地
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及
び区域として提供する。提供期間中は、
地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一、九七九、〇〇〇平方メート
ル

建物…約三五、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年七月二十二日から同月二十

二〇七三 松島飛行場

東松島市

国有

九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊松島基地の施設の一部を、地
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及
び区域として提供する。提供期間中は、
地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一、〇〇〇平方メートル

建物…約六九〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年七月十六日から同月
二十八日までの間

二〇七四 大湊地区総監部

むつ市

国有

三二八七 百里飛行場

小美玉市

国有

海上自衛隊大湊地区総監部の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約一、五〇〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年七月十四日から同月二十

九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊百里基地の施設の一部を、地

四一六一 小松飛行場

小松市

国有

位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一四、〇〇〇平方メートル

建物…約四、五〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年七月十三日から同年八月三

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊小松基地の施設の一部を、地

五一二一 築城飛行場

春日市

国有

位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

建物・約二〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年七月十一日から同月三十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊春日基地の施設の一部を、地

位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
- 2 北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
- 3 北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
- 4 北緯四一度〇七分二三秒、東経一四〇度五八分四三秒

二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年七月十六日から同月二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。